

収入基準早見表

入居しようとする親族(申込本人を含む)の人数に対する基準額です。

※(所得及び収入は給与計算から算出しています。営業等の方は所得のみを参考にしてください。また扶養控除の金額により変わります。)

	2人の場合	3人の場合	4人の場合	5人の場合	6人の場合
①一般世帯 年間総所得額	所得額2,276,000円 (収入額3,511,999円) 以下	所得額2,656,000円 (収入額3,995,999円) 以下	所得額3,036,000円 (収入額4,471,999円) 以下	所得額3,416,000円 (収入額4,947,999円) 以下	所得額3,796,000円 (収入額5,423,999円) 以下
②裁量世帯 年間総所得額	所得額2,948,000円 (収入額4,363,999円) 以下	所得額3,328,000円 (収入額4,835,999円) 以下	所得額3,708,000円 (収入額5,311,999円) 以下	所得額4,088,000円 (収入額5,787,999円) 以下	所得額4,468,000円 (収入額6,263,999円) 以下

※年間総所得は、世帯全員分の合計所得です。かっこ内は世帯全員分の合計収入額です。

※②裁量世帯の世帯要件は、次のとおりです。

入居者が60歳以上の者であり、かつ同居者のいずれもが60歳以上の者である世帯

入居申込者及び世帯員に次の方がいる世帯

身体障害者(身体障害者手帳1～4級)

精神障害者(保健福祉手帳1,2級)

知的障害者(療育手帳○A A,B)

戦傷病者

原子爆弾被爆者

海外引揚者(引揚後5年未満)

ハンセン病療養所入居者

未就学児がいる世帯